

○国立研究開発法人水産研究・教育機構フェロー及び  
水産大学校名誉教授取扱規程

	平成21年	3月30日	付け20	水研本第1584号
改正	平成23年	4月1日	付け23	水研本第30401054号
改正	平成27年	4月1日	付け26	水研本第70325001号
改正	平成28年	4月1日	付け28	水機本第80401003号
改正	令和3年	3月29日	付け2	水機本第20032301号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）において、フェロー及び水産大学校名誉教授（以下「フェロー等」という。）の称号を授与する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(称号を授与することができる場合)

第2条 フェロー等の称号は、機構（解散した独立行政法人さけ・ます資源管理センター及び独立行政法人水産大学校を含む。）に勤務した者であって特に功績があり、理事会が認めた者に授与することができる。

(フェローの申請)

第3条 フェローの称号の授与を受けようとする者は、別紙様式1による申請書及び経歴等を記載した任意の様式の履歴書を、最後に所属していた研究所又は開発調査センターの長を経由して提出し、当該称号の授与の申請をするものとする。

2 研究所又は開発調査センターの長は、前項の規定により申請書の提出があった場合には、当該申請書に別紙様式2による意見書を添えて理事長に提出するものとする。

(水産大学校名誉教授の申請)

第4条 理事（水産大学校代表）は、水産大学校名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与に係る申請を行うときは、理事（水産大学校代表）が別途定める方法による審査を経た上で、別添様式3による申請書及び経歴等を記載した任意の様式の履歴書を理事長に提出するものとする。

(授与の決定及び通知)

第5条 理事長は、第3条第1項又は第4条の規定により申請があった場合には、遅滞なく、フェロー等の称号を授与するかどうかを理事会を招集して決定する。この場合において、授与することの決定は出席した理事長及び理事

全員の同意を原則とする。

- 2 理事長は、フェローの称号の授与に係る決定の内容について、申請書を提出した研究所又は開発調査センターの長を経由して、申請者に通知するものとし、授与することを決定した場合は、理事長名で別紙様式4により称号授与証書を交付する。
- 3 理事長は、名誉教授の称号を授与することを決定した場合は、理事長名で別紙様式5により称号授与証書を交付する。

(便宜の供与等)

第6条 フェロー等の称号を授与された者は、当該称号を名刺等に表記し、又は当該称号を肩書きとして利用することができる。

- 2 フェロー等の称号を授与された者は、本人の希望に応じて次に掲げる便宜の供与を機構から受けることができる。

(1) 図書等の利用

(2) 機構が主催する研究会等への主催者の許可を得てのオブザーバー参加

(3) 公表可能な情報の提供

(4) その他理事会が認めるもの

- 3 フェロー等の称号を授与された者は、図書等を利用する場合には、これらに関わる諸規定等を遵守しなければならない。

(禁止行為)

第7条 フェロー等の称号を授与された者は、機構の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(称号の授与の取り消し)

第8条 理事会は、フェロー等の称号を授与された者が、機構の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行ったときは、その称号を取り消すことができる。

(代理関係の欠缺及び損害に対する責任)

第9条 フェロー等の称号の授与は、いかなる意味においても、機構とフェロー等の称号を授与された者との間に、代理関係又は表見代理関係の基礎となるべき法律関係を創設し、又は存在させたものではない。

(授与者の管理)

第10条 総務部人事課において別紙様式6の称号授与者名簿を備え、フェロー等の称号授与の状況を把握するものとする

附 則

この規程は、平成21年3月30日から施行する。

附 則 [平成 23 年 4 月 1 日付け 23 水研本第 30401054 号]  
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 27 年 4 月 1 日付け 26 水研本第 70325001 号]  
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 28 年 4 月 1 日付け 28 水機本第 80401003 号]  
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [令和 3 年 3 月 29 日付け 2 水機本第 20032301 号]  
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式 1

## 申 請 書

年 月 日

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構理事長 殿

住 所  
電 話 番 号  
最終所属機関  
氏 名

私は、国立研究開発法人水産研究・教育機構フェローの称号の授与を受けたいので、履歴書を添えて申請いたします。

なお、称号を授与された後は、国立研究開発法人水産研究・教育機構の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為はしないことを誓約いたします。



年 月 日

## 申 請 書

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構理事長 殿

国立研究開発法人  
水産研究・教育機構理事（水産大学校代表）

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校名誉教授の称号について、下記の者に当該称号の授与を行うことを申請をします。

記

氏 名

申 請 理 由

称 号 授 与 証 書

○ ○ ○ ○ 殿

年 月 日 生

号を授与します 貴殿に国立研究開発法人水産研究・教育機構フェローの称

年 月 日

国立研究開発法人 水産研究・教育機構

理事長 ○ ○ ○ 印

第○○○号

第 号	都道府県名	氏 名	右は多年水産大学校に勤務し教育 上學術上特に功績があつたので水 産大学校名誉教授の称号を授与す る。	年 月 日	国立研究開発法人 水産研究・教育機構理事長
--------	-------	--------	---	-------------	--------------------------





(参 考)

国立研究開発法人 水産研究・教育機構  
フェロー制度 フロー図

